

児童生徒が通学されている学校ごとに1枚必要です。

学校コード

年度( )年度) 特別支援教育就学奨励費申請書

大阪市教育委員会あて

次のとおり特別支援教育就学奨励費を申請します。

年 月 日

Form with fields for school name (大阪市立 小・中学校 義務教育学校), applicant name (申請者 (保護者)), address (〒, 大阪市, 区), telephone number (電話番号), and student name (フリガナ).

※「児童生徒」欄には、申請の対象となる児童生徒だけを記入してください。

《申請理由》 ※該当する申請理由①～③に「✓」をつけてください。(複数不可)

□ ① 特別支援学級に就学している

(通常の学級に在籍)

□ ② 学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当している

□ ③ (通常の学級に在籍)

他校での通級による指導を受けている

②の場合のみ添付する書類に「✓」をつけてください。

□ 身体障がい者手帳(写)

□ 療育手帳(写)

□ 診断書(大阪市特別支援教育就学奨励費申請用)

(注) 所定様式の診断書以外は添付できません。

《所得金額等の確認方法》 ※どちらかに「✓」をつけてください。

□ 税情報を利用する。 ※ 年1月1日現在の市内居住者が利用できます。

特別支援教育就学奨励費の審査に際して、教育委員会が住民基本台帳及び個人市民税課税台帳を閲覧し、必要な情報を確認すること、また、申請書の記載事項及び調査・閲覧事項を電子計算機に登録し、事務処理に活用することに同意します。

※世帯全員について、同意の意思を確認のうえ、記入してください。

申請者名

□ 税情報を利用せず、証明書類を添付する。 ※証明書類は裏面をご覧ください。

《家族状況(生計を一にする者全員)》

年12月31日現在の状況

Table with columns:フリガナ 家族名, 申請者からみた続柄, 生年月日, 就業の有無, きょうだいの在籍する学校名・学年, 特別支援学校・学級に就学, 備考. Rows 1-6.

《通学費》 上記家族のうち、年度に特別支援学校または特別支援学級等に就学し、就学奨励費による通学費の支給を受けた児童生徒がいる場合のみ、その通学費の支給額を記入してください。

円

委任状及び同意書

特別支援教育就学奨励費の支弁区分決定後は、特別支援教育就学奨励費の請求、受領、返納、物品購入等に関する権限を、校長を代理人と定め委任します。また、支給される特別支援教育就学奨励費については、直接、学校徴収金の教材費、または、校外活動費、修学旅行費等に未納がある場合は充当することに予め同意します。

申請者名

Form with checkboxes for: 前年度と同じ口座への口座振替を希望する。(中学校1年生は利用できません), 新しい口座への口座振替を希望する。(口座振替申出書の提出が必要です), 現金払いを希望する。

**<申請書の記入に関する注意事項>**

**年度( 年度) 特別支援教育就学奨励費申請書**

- ★ 「児童生徒」欄には、申請の対象となる児童生徒だけを記入してください。
- ★ 「申請理由」欄の該当する理由に「✓」をつけてください。(複数不可)
- ※ きょうだいで申請理由が違う場合は、申請理由に「✓」をつけ、余白に該当の児童生徒名を記入してください。
- ★ 次の表のとおり、必要な書類を申請書に添付してください。

申 請 理 由	添 付 書 類
① 特別支援学級に就学している	ア 世帯の所得金額がわかる書類 (※)
(通常の学級に在籍) ② 学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当している	ア 世帯の所得金額がわかる書類 (※) イ 障がいの程度を証明する書類 (いずれかひとつ) ・身体障がい者手帳 (写) ・療育手帳 (写) ・診断書 (大阪市特別支援教育就学奨励費申請用)
(通常の学級に在籍) ③ 他校での通級による指導を受けている	ア 世帯の所得金額がわかる書類 (※)

※ 「ア 世帯の所得金額がわかる書類」については、《所得金額等の確認方法》で「税情報を利用する。」または「税情報を利用せず、証明書類を添付する。」のどちらかに「✓」をつけてください。

**「税情報を利用する」場合**

- ・ 「税情報の利用」とは、市内に居住( 年1月1日現在)している申請者の同意に基づき、教育委員会が申請者に代わって、大阪市の住民基本台帳及び個人市民税課税台帳から審査に必要な情報の提供を受けることです。税情報を利用すれば、申請者が証明書の交付を受ける手間がなくなります。
- ・ 税申告をされていないなど、税情報の提供を受けることができない場合は、追加で証明書類提出が必要になります。(下の「税情報を利用せず、証明書類を添付する」場合をご覧ください。)
- ・ 提供を受けた情報は特別支援教育就学奨励費の審査以外の目的には使用しません。また、提供を受ける税情報は当該年度分のみで、大阪市個人情報保護の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理し、5年間保存後は消去します。
- ・ 年内( 年 月 日まで)に受け付けた申請分のみ、税情報利用が可能です。

**「税情報を利用せず、証明書類を添付する」場合**

世帯全員(※1)について、次の証明書類のいずれかを提出してください。(税情報を利用しない場合のみ必要)

年度 市民税・府民税・森林環境税証明書 ※2	市税事務所・区役所(出張所含む)で発行( 年6月以降)
年度 市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書(コピー)	勤務先を通じて交付( 年5月下旬頃)
年度 市民税・府民税・森林環境税納税通知書兼税額決定(充当)通知書及び課税明細書(コピー)	市税事務所から送付( 年6月以降)

- ※1 世帯全員(「家族状況(生計を一にする者全員)」欄に記載する家族のうち、 年4月1日以前に生まれた方)とは、基本的には同居している方全員のことです。また、同居していなくても、税法上保護者の扶養親族となる方や、単身赴任等により別居している父母等も含まれます。ただし、同居でも、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合は除きます。
- ※2 小学校と中学校など複数校に提出する場合、原本の提出は1枚だけで、他はコピーを添付してください。就学援助費で所得証明書類を利用して申請する場合、就学援助費に原本を提出し、就学奨励費にはコピーを添付してください。

- ★ 「家族状況(生計を一にする者全員)」欄には、 年4月1日現在の世帯員全員を記入してください。(「きょうだいの在籍する学校名・学年」は 年12月31日現在の状況を記入してください。)なお、 年4月1日と家族状況に変更(例:保護者の死亡、婚姻、離婚等)がある場合は、その変更内容を当該家族の「備考」欄に記入(例:○年○月○日・死亡など)してください。
- ★ 「家族状況(生計を一にする者全員)」の「特別支援学校・学級に就学」欄には、令和 年12月31日現在、幼児・児童・生徒が特別支援学校又は特別支援学級に就学している場合に「○」を記入してください。
  - 支弁区分の決定に際して、その人数に応じた額を「需要額」に加算します。
- ★ 「通学費」欄には、「家族状況(生計を一にする者全員)」欄に記入のある家族のうち、 年度に特別支援学校(小・中学部)または特別支援学級に就学し、大阪市又は大阪府から就学奨励費による通学費の支給を受けた児童・生徒がいる場合は、その通学費の支給額(年間支給額の合計)を記入してください。
  - ※ 「通学費」には、他校での通級による指導を受けるための通学費(就学奨励費)を含みます。
  - 支弁区分の決定に際して、この通学費を月額換算した額(12分の1の額)を「需要額」に加算します。